



平成30年 3月27日

## 指名停止措置を行いました ～「不正又は不誠実な行為」～

北海道開発局は、株式会社杉本運輸及びその相談役が労働安全衛生法違反により罰金刑を受けたことから、指名停止1か月の措置を行いました。（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当）

株式会社杉本運輸及びその相談役は、平成29年1月26日、一般工事の工事現場において、つり上げ荷重70トンの移動式クレーンのジブの解体作業を行うに当たり、当該作業の指揮者として選任していた者に、当該作業の労働者の配置の決定及び当該作業の指揮を行わず、労働者1名が解体中のジブと共にトレーラー荷台から地面に墜落し被災する事故を生じさせたとして、平成30年1月12日に労働安全衛生法違反により小樽簡易裁判所から罰金刑が確定したため、指名停止を行うものです。

### 記

#### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社杉本運輸	小樽市奥沢4-17-12

2. 指名停止措置期間：平成30年 3月27日～平成30年 4月26日（1か月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

#### 4. 参考

○指名停止措置要領別表第2第15号

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事契約管理官 武田 雅義（内線5490）

事業振興部 工事管理課 課長補佐 臼井 義晃（内線5482）

事業振興部 工事管理課 契約指導第2係長 齋藤 臣剛（内線5499）

北海道開発局ホームページ <http://www.hkd.mlit.go.jp/>

